

平成 21 年 5 月 22 日

厚生労働大臣  
舩添 要一殿

インターネットによる医薬品の販売等に係る体制  
及び環境整備に関する審議会 設置の要望書

国民のライフスタイルが変化・多様化し、通信販売、インターネット販売（以下「通信販売」）はすでに国民に欠くことのできないライフラインになっております。医薬品の通信販売もまた、すべての国民が平等に必要な医薬品を入手し、健康を維持のためのひとつの重要な選択肢として今日すでに定着しております。

貴省において 2005 年にまとめられた報告書においても、すでに『（略）生活様式が変化・多様化し、例えば夜間就労する者やいわゆる夜型の生活を送る者も増加するようになった。さらに、インターネット等の情報通信技術の発展・普及等もあり、これらは利便性への要請といった医薬品の販売に対するニーズの変化の一因になっている。』（厚生科学審議会 医薬品販売制度改正検討部会報告書 2005 年 12 月 15 日 より抜粋）とあることや、2008 年 9 月に募集されたパブリックコメントには、通信販売を利用して健康を維持する生活者の声が多く寄せられたことなどからも、医薬品の通信販売が多くの国民のライフラインとなっていることは想像に難くないと思われます。

加えて近い将来、日本が豚インフルエンザや鳥インフルエンザ等のパンデミックに直面すれば、通信販売によって医薬品を供給する私たちこそが国民の健康維持に重要な役割を担うこととなると認識しております。

平成 21 年 6 月 1 日から施行される医薬品新販売制度において、一般用医薬品のインターネット販売をはじめとする通信販売（いわゆる郵便等販売）は、店舗販売の一部として取り扱われます。しかしながら、通信販売、インターネット販売などのいわゆる郵便等販売は、将来さらなる情報通信技術の発展・普及が予想されることから、現行法に加えて、制度化が必要になる可能性があります。

私たちは、インターネット販売におけるより一層安全な販売環境の整備を図るために、業界としての統一的なルール案を提示し、それに沿った形で安全策を講じてきていることを「医薬品新販売の円滑施行に関する検討会」で明らかにしました。今後も発展し続ける

情報通信技術をいっそう活用し、自ら積極的により安全なインターネット販売を実現していく所存でございます。

舛添大臣おかれましては、私たちが行う安全策をより実効性のあるものとするために、また不適切な販売を行う事業者を厳に排除するために、一般用医薬品のインターネット販売をはじめとしたいわゆる郵便等販売の体制及び環境整備のために、法改正を見据えた審議会を早急に設置いただけますよう、切にお願い申し上げます。

『第6回有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会』における  
医薬食品局長発言

厚生労働省 07/04/19 有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会 第6回速記録  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/txt/s0419-3.txt>) より転載

開催日：平成19年4月19日(木)

場所：厚生労働省専用第22会議室

(前略)

○ 高久座長

わかりました。どうもありがとうございました。ほかにどなたか。

結論としては、薬監証明を必要とするような薬については、個人輸入は基本的には認めないようにすると。そういう方向に行くということで。それから、医師個人輸入の場合に、これはこれから具体的にどうするかが問題であるにしても、外国の例を参考にすると、品質の確保という意味では薬剤師の関与を十分に考慮するという。ちょうど時間になりました。どうぞ。

○ 高橋医薬食品局長

ちょっとその辺はよくお考えいただかないといけないのですが、この個人輸入はある意味では野放しではないかという、ありていに言えばそういうようなお話になるのかもしれないかもしれませんが、個人によるこういったものの所持や輸入がだめだということは、これはある意味では非常に大きい問題なので、例えば麻薬とかあいうものに、こういうものを持ってはいけないという罰則つきで完全禁止をするような話になるかどうかなんです。その場合、ちょっとぐらい品質が悪いからだめなんだとか、個人には情報が十分いっていないからやはり禁止する方向がいいんだということは、これはある面憲法問題になりますので、本当にそこまで非常に危険だという証明ができるかどうかというのは、ちょっと私の方の目からいうとかなり難しいのかなという気はいたします。ですから、実態として現実には個人は余り情報を持っていませんから、できるだけ普及・啓蒙をやると同時に、できるだけお医者さんの方がきちっと管理をする方向で進めていくという方向は全く問題がないと思いますが、今問題になっている最後に禁止ということになるとかなり難しい側面があるということはひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの13ページ、個人の輸入で届出があるものと同時に、届出が必要ないものがあります。これは山のようにあります。薬か食品かもわからないようなものがいっぱいあります。そこを全部何か国がチェックしろといったら、これはもう行政事

務が大変なことになりますので、そこはあと個人責任でどう考えるかという問題が一つあるというのは御理解いただきたいと思います。

それからもう一つは、輸入する場合に、では医者が責任を持って輸入するんだと。同時にあと内容のチェックというお話が出ましたが、医者が責任を持っているというのは、現行の法制度で医者が今の医療制度の中で、患者に対して全責任を負っているという格好になっているわけです。これは全体の法律の組み立てが。そのとき例えばそこで今度は品質の方もちゃんとチェックを誰かがやろうという話になれば、それは参加する誰かがもしかすると責任をともに担う立場になるわけで、それはいいときはいいですが、悪いときになったら必ずそこには責任を負うという問題が発生します。そこはよく慎重に考えていただかないといけないということを、ちょっと御理解いただきたいと思います。

○ 高久座長

確かに禁止になると非常に大きな問題になるから、今おっしゃったようにPRをしてだんだん減らす方向に行くということしか仕方がないと思います。それから、薬剤師の方がどの程度関与するかということは、これは今後の検討課題になるのではないかと思います。よろしいでしょうか。おっしゃるとおりだと思います。どうもありがとうございました。(以下略)

※文中太字、下線は日本オンラインドラッグ協会

## (旧法)薬事法第25条(医薬品販売業の許可の種類)

医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。

- 一. 一般販売業の許可
- 二. 薬種商販売業の許可
- 三. 配置販売業の許可
- 四. 特例販売業の許可

## 改正薬事法第25条(医薬品販売業の許可の種類)

医薬品の販売業の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務について行う。

### 一 店舗販売業の許可

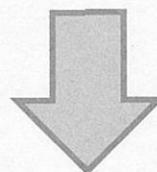
一般用医薬品(医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)を、店舗において販売し、又は授与する業務

### 二 配置販売業の許可

一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務

### 三 卸売販売業の許可

医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者(第三十四条第三項において「薬局開設者等」という。)に対し、販売し、又は授与する業務



改正薬事法では医薬品販売業の許可は3つに整理される。

## (旧法)薬事法第35条(特例販売業の許可)

特例販売業の許可は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合その他特に必要がある場合に、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長。次条において同じ。)が、品目を指定して与える。

## 改正薬事法 附則 第14条、第17条(経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者(この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、次条及び附則第十六条に規定する者を除く。)は、当分の間、従前の例により引き続き当該許可に係る業務を行うことができる。

第十七条 この法律の施行前にされた旧法第二十六条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項又は第三十五条の規定による許可の申請であって、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

平成21年2月6日 厚生労働省医薬食品局総務課  
「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集結果について

(23) 郵便その他の方法による医薬品の販売等に関する意見(その他の意見)  
(同様又は類似の意見を含めて計23件)

(意見)

薬局開設者又は店舗販売業者とあるが特例販売業はその定めの規定外と理解してよいか。

(回答)

特例販売業については、今回の省令の郵便等販売に係る規定の対象外です。

『「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」に関する意見の募集』に国民が寄せた意見（一部）

※誤字、脱字等もそのまま転載

1. (北海道 女性)

医薬品が離島以外の方はネットで購入できないことに反対します。

私の住んでいる場所には、薬局はありますが、豊富な種類の薬は置いてありません。

特に売れ筋以外の商品は置いてないですし、

取り寄せてもらうことにも抵抗があります。

車で1時間くらいかかるところには、大きなドラッグストアがありますが、そこまで行くのは

育児や家業があるなかで、行くことは無理です。

どうして、離島だけなのでしょう？私のところのように

薬局があっても不便な町は離島以外にもたくさんあります。

離島以外にも、私のような地理的に薬局がないところや、育児や介護で忙しい人のことも考えて欲しいです

2. (山口県 男性)

私は薬剤師免許所持者ですが、このような規制には断固反対です。

これはネットを薬の販売の世界から締め出し、

ドラッグストアの利権を守り、薬剤師の雇用を増やそうとしているだけにしか見えません。

薬剤師は国民の健康を守るためにあるものであり、ドラッグストアの利権を守るためのものではありません。

厚生労働省には、薬剤師と国民をバカにするな、という思いです。

私は以下の理由から、規制には断固反対です。

ネット通販では薬の説明が大きな字でされており、落ち着いて説明を読むことができる。

また、多くの種類の薬を比較して選ぶことができる。

それに対し、ドラッグストアではパッケージやポップだけを見て買

ってしまうことが多いので、  
薬の説明を無視しがちになるし、ネットに比べると薬のチョイスは少ない。

ネットではだれにも会わずに買い物ができるため、プライバシーが保護されやすい。

それに対し、ドラッグストアは客、レジ係、果ては防犯カメラ、と様々なひと、ものにプライバシーを侵害される。

痔の薬、浣腸、妊娠検査薬など人前で買いにくい薬を手に入れることが困難になり、

治療が遅れて健康を著しく害することになりかねない。

### 3. (和歌山県 女性)

私は夫の転勤のたびに見知らぬ土地での生活となりますが、そこでは都会でも地方でも、自分がいつも定期的買って飲んでる薬を常備している薬局を探すのは大変で、探しまわっても見つからない場合も多々ありました。ネットでならどこへ引っ越しても確実にいつでも同じ薬を買ったり、新しい情報なども得ることができます。一番言いたいのは、薬局でガスターなどを買うときでさえも、何の説明もなく、レジで値段を言うだけです。対面して買う意味が全くわかりません。説明してくれる薬局には一度も出会ったことがありません。副作用や薬害の被害に合った人のお気持ちはわかりますが、ネット販売に反対するのは方向が違います。この対面販売でも全く防げないという事実について見当すべきだと思います。ネット販売では、即答とは言わないまでも専門家がいつでも質問に答えてくれると思います。

### 4. (東京都 男性)

私は調剤薬局経営の薬剤師であり、ネット販売は行っていないので、専門家の立場で公平に意見を述べられる。

ネット、通販の規制は不要である。第2類の大衆薬では重篤な副作用は発生しにくい、殆どの方が長年飲み慣れた薬を購入されることから、さらに安全性は確保できる。

もし、規制すると、離島や地方の方、高齢者世帯、多忙なサラリーマンの方など殆どの方が手軽に大衆薬が買えなくなり、セルフメディケーションが行えなくなり、逆に症状が悪化し医療費が増える原因にもなる。やはり、規制は回避すべきである。

大衆薬の危険性を訴え、ネット、通販を規制するならば、ドラッグストアも規制すべきである。

現在ドラッグストアでは第2類薬品は客が自由に手にでき、カゴに入れられる状況で、ただ、レジで会計をするだけで、買うことができる。レジには薬剤師などの専門家は不在で、学生風のバイトがレジをうつのが現状である。この現状がネット通販の規制にリンクして法に従った販売方法に改善される可能性は低い。

ネット規制以降、この現状を厳しく指導し、ドラッグストアにおいても必ず専門家が対面販売、情報提供を行うよう、指導監督を徹底させるべきである。

現状では、ネット、通販よりもドラッグストアの方が、販売に関しずさんで、容易に購入できると思う。

ネット通販を規制するならドラッグストアの現在の販売方法も法律に沿うよう指導すべき。そうでなければ法の下での平等に反する。

以下は厚労省には送信していませんが、通販で購入した薬を服用しても症状に改善が無い場合は、早めに医師による診察を受けて下さいね。

## 5. (女性)

**【この省令そのものを撤回して下さい！】**

紫外線アレルギー、慢性腎不全で買いに出られません。倒れます。

この先2年間だけはネット許可？アホちゃいますか？

その先は買えずに尿毒症で死ぬと？買いに出て意識不明で救急車の世話になったら医療費全額負担してもらいますよ。

しかもショップ限定？どこで買おうと自由でしょう。

規制に大賛成してる人達って、対面販売で説明されないと副作用

が理解できない人達ばかりなんですね？自分達が無知だから庶民はもっと無知だろうと信じて、親切心からの省令ですか？

残念ながら、庶民は納得の上でネット購入してますし、あなた達のような無知ではありません。(笑)

子供じゃありませんから心配してもらわなくても結構です。あなた達は副作用が怖いなら、店に買いに行けばいい。それだけの話でしょ？省令まで作って、自分達の無知レベルに全国民を巻き込む必要は無いでしょ？こっちは、大迷惑で命に関わるのですから、いらん事せんといして下さい。

屁理屈並べてゴリ押ししたいのでしょうか、「国民のため」などと言う綺麗ごとは、間接的な健康被害拡大及び殺人であると自覚しましょう。これもエイズ・サリドマイド・スモンなどと同じような、厚労省による国民への健康被害行為であり、薬害よりも広範囲な無差別テロみたいにタチが悪いんじゃないですか？

「利権と天下りと既得権益と献金」はネット上でバレバレです。どれだけあちこちのサイトで失笑と激怒と反発をかわれているか、検索してみたらいかがでしょうか？

「薬害エイズ団体」は規制に大反対していますが、何故この話が出てこないのでしょうか？賛成派と勘違いされて迷惑なようですので、「賛成派の薬害団体名」は公表すべきでは？

因みに友人達と、これからの選挙で自民党などの怪しい政党には一生投票しないキャンペーンを開始しました。メール・ブログ・掲示板でみんなに頼んでいきます。

官僚と政治家って、好き放題できていいですね。こんな事やっていると国が潰れますよ。

#### 6. (東京都 女性)

大阪のお店から皮膚病の漢方薬を購入しています。この薬でなければダメなんです！この薬がなければ生活ができません。2年後には買えなくなるなんて、おかしいです！大阪まで買いに行けというのですか？！国民をないがしろにした変な規制はやめてください！断固反対です！！

## 7. (長崎県 男性)

締切ギリギリだったので、文面がおかしいですが、以下のとおり投稿しました

現在、漢方薬等の購入にネットを利用していますが、以前は近所の薬局で取り寄せてもらい購入をしていました。

ただ、過疎化の影響で店舗が閉鎖し、取扱店も近所には無いため、ネットでの購入は健康維持のために欠かせない物となっています。

今回、離島だけを2年間限定で購入できるようにしているようですが、我々が住むような過疎地の実情を考えているのか、非常に疑問を感じます。

しかも店舗販売で無ければ、説明が受けられないなどと国は考えているようですが、はっきり言って対面販売で、以前購入をしていた店舗以外では、まともな説明をされたことは一度もありません。

大型店舗になればなるほど、薬剤師は店舗内に居るというだけで、販売はバイトの方が行うことが多く、逆に誤った服用がされる可能性があると思います。

ネット販売は、直接説明が受けられないから危険だと言いますが、メール等形が残る方法できちんと服用の注意点などが送付され、安全であると考えます。

ネット販売の種類を規制するのではなく、個数を制限するという方法など、柔軟な対応を期待します。

利権等のために、国民の生活を苦しめるのはやめてほしい。

## 8. (男性)

対面販売を行う店舗では、薬の品揃えが貧弱である。希望の医薬品を入手するために何軒もの薬局・ドラッグストアを尋ねることがよくある。その結果購入が出来ないこともしばしば。(売り場面積を考慮すれば在庫商品に限りがあることは容易に推測できることで、実態も売れ行きの良い商品や利益率の高い商品しか陳列していないと感じている)

また、薬剤師がいないことを理由に開店時間中でも薬品類の販売

を平然と停止している店舗を多く見かける。医薬品を販売することに付いての責任感が著しく欠如している。急病時に訪ねたドラッグストアで当然買えるであろう医薬品が販売されていない事実には唖然としたことが何度もある。急病にもかかわらず薬を求めて何店舗も巡らなければならないことはもはや恐怖である。

この事態は薬事法改正後に認定者による薬品販売が認められても完全に解消されるとは考えられない。(認定者も有限であり、認定者がいなければそれを理由に販売を停止するであろう。特に人材が不足しがちな地方で強く懸念される。繰り返すが、医薬品を売る店舗に責任感が欠如している。)

現状では上記の問題を解決しているのがネット販売であり、在庫の豊富さ、配達迅速さが消費者に多大の利益を与えている。

(注文後12時間以内で届くこともあり、薬局での欠品商品の取り寄せ依頼には望めない利便性がある。この利便性は、医薬品という商品の性格上非常に重要な要素である)

対面販売時に注意喚起しなければならない医薬品の購入時、薬剤師が対面販売しているにもかかわらず注意事項の説明を受けたことが一度もない。薬剤師は事故防止などに必要な義務行動を完全に放棄しているのが実態である。薬事法改正を契機に指導が再徹底されるとしても、時間とともに形骸化していくことは現状が証明している。一方、ネット販売では、販売画面に注意事項を強調表示することで消費者に対する情報提供と注意喚起が完璧に実施されている。

体が弱って外出が困難になったときに医薬品がネット購入できない世界になっていることを考えるとゾッとする。やむなく海外から(違法合法を問わず)個人輸入で粗悪な医薬品を購入し健康被害が続発する事態になることは明らかである。

上記の理由から医薬品のネット販売を一部でも規制することについて強く反対します。

## 9. (東京都 女性)

薬剤師です。

薬剤師の任務は、薬剤師法で

「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」と規定されています。

今回の法律の施行で「国民の健康な生活を確保できなくなる」わけですから、今回の規制は絶対に反対です。また、賛成者の中に「薬剤師」がいるのならば（仮定ですが）それは悲しい話です。

規制をする方は勘違いしています。インターネットの事がよくわからないだけで悪者にしています。

私は、インターネット黎明期の頃から、村井純先生がいつも数百人のセミナー会場で語っていた「インターネットはすべての人に平等だ、平等でないなら、平等になる努力をしなければならない」という主旨の言葉を熱く語っていたが忘れられません。

今回の例で当てはめれば、インターネットがあるから、今まで近くに薬局がなくて「不平等」だった人が「平等」になれる、というそのままです。仮にほかに考えるべき事があるならば、「平等」を封印するのではなく、「平等」を最優先にして、それ以外の部分をどうするか、考えるべきでしょう。

もしや、規制をしようとしている方は、インターネットが自分にとって平等でない、と感じているという事でしょうか？その為、既得権益を行使して、自分にとって臭いものに蓋をしようとしていませんか？インターネットは、これまでにないまったく新しい概念の経済圏です。ですので、そこに踏みこめないでじだんだ踏んでいるなら、まずは踏み込んでみてください。もし、平等でないと感じているなら、それは自分の力不足、勉強不足と気づくでしょう。

また、今回の規制のように時代を逆行してしまう判断は、今、たまたま既得権益をもつあなたたちにとっては自己満足になるかもしれませんが、今の若い世代の人や子供達が、これからのグローバルな世界で「日本だけなぜこんな法律があるの？」と、理解に苦しむでしょうし、恥をかく事になると気付かないのですか？

私は薬剤師として、今（今さら）OTC薬のネット販売のように当然の事を議論する暇があったら、処方薬のネット販売を次どのような仕組みをもっていけば、国民の健康な生活を確保できるかを議論するフェーズだと考えてます。

ですので、OTC薬のネット販売規制は絶対に反対です。

#### 10. (青森県 女性)

車の免許がなく、陸の孤島のような生活をしています。近所も老人が多く、今の世の中、便利でネットで買い物ができ、何かと、役立っていたと思います。しかし、もう薬は、買えない。テレビで、薬害で体調が悪くなった方が、言います。その、付けを、何故私たちが耐えなくてはならないのか？国も、普通に生活してる私たちに責任を、何においてもそうです。押し付けるのか？ネットでかえなくなれば、何が変わるのか？置き薬屋が押しかけ、馬鹿にならない金額を請求し、勝手な判断で飲んだ薬の責任は、今度は、誰に押し付けるのでしょうか？タスポと同じ失敗でしょう。2年、その期限も何の意味があるのか？意味がわかりません。ある程度の自己責任で薬を飲んでいると思います。日本、変な国になりましたね。

#### 11. (東京都 男性)

お酒の飲みすぎで死ぬ人が何人いるのかご存知ですか？

それと、大衆薬の飲みすぎで死ぬ人数と、どちらが多いのでしょうか？

この問題に関する一連の流れを見る限り、既得権益を持った人たちが、新規参入者を排除するために、屁理屈を並べているだけにしか思えません。この規制で守られるのは、一部業者だけであって、消費者ではありません。

舛添大臣、および自民党関係者の方々。

民主党が次の選挙で、この問題を争点にしてきたら、本当に痛い目にあいますよ。いいんですか？

12. (神奈川県 男性)

規制反対です。

というよりも、これに賛成できる要素が一つも見あたりません。

全国のこれだけ多くの国民が、生活の質を維持するために通販で薬を買い、これと目立った被害が出ていないにもかかわらず、何故国は今回の規制にこんなにも意欲的なのか、理解に苦しみます。

今回の、あえてこう呼びますが、「ネット販売規制」は、登録販売者制度が破綻しないための、単なる国の浅はかな悪あがきでしょう。

先日のテレビ番組で、\*\*\*\*の登録販売者試験受験者が2000人を超えると放送されていました。\*\*\*\*の社員だけで、それだけの人数が受験しています。全国の受験料を合計すると、一体いくらになることでしょうか。投入された税金やその他もろもろも含めてどれだけのお金が動いていることでしょうか。

登録販売者制度が6月1日から開始されます。この制度が始まると、2類と3類に分類されたOTC医薬品は登録販売者が販売できるようになります。それにより、例えば24時間営業の店舗で薬を扱うときに、人件費が安くなり、多くの医薬品の販売が容易になり、国民はいつでもOTC医薬品を購入できるので、結果として世の中が便利になる上に、登録販売者の制度のおかげで雇用も見込める。

というのが、国の言い分ですが、実際はそうじゃありません。

登録販売者の雇用が進む分だけ、国家資格である薬剤師の資格を持った人の雇用は減退していくことを忘れてはいけません。この制度によって、国民は薬剤師に薬の情報を聞く機会を、国によって減らされるのです。

さて、今回の「ネット販売規制」は、国からしてみれば登録販売者の雇用を確保するためには必要不可欠だと言えるでしょう。薬のネット販売が今後さらに加速すると、現在のネット通販のように顧

客が増え、どんどん実店舗は数を減らしていくことになるかと予想されます。そうすれば、せっかく新しく作った登録販売者の資格に対する魅力が、時間とともに薄れていき、誰も取りたがらない魅力のない資格になることが容易に予想できます。そうすれば、必然的にお金の動きも悪くなっていきます。その「破綻」を起こさないための国の悪あがきが、今回の「ネット販売規制」なのではないですか？厚生労働省さん。

はっきり言って、迷惑です。

(注：\*\*\*部分は日本オンラインドラッグ協会が削除)

### 13. (岡山県 女性)

田舎に住んでいる年金生活者ですが、車の免許も持ってなく、母の介護等で忙しく、中々買い物にも自由に行けません。

そんな者にはネットで買い物が出来る事に有難さを感じているのに、それすら自由に利用できなくなったらどう生活していったらいいのですか。

特に薬剤はネットのお薬屋さんの薬剤師さんと相談しながら購入できていたのに、それを廃止されたら死活問題です。  
どうか不安な生活だけはさせないで下さい。

### 14. (神奈川県 男性)

以下のようにパブリックコメントを出しました。

- ・仕事の関係でなかなかお店に行く時間がとれず、インターネットを使い薬をよく買っています。
- ・来月から今まで購入していた医薬品以外の薬を買えなくなるのは非常に困ります。
- ・いままでネット購入したことのある医薬品だけがこれからも買えて、他の医薬品が欲しい場合に買えなくなると言うのはいったいどういう理由からですか？教えて下さい！
- ・インターネットで医薬品を購入できなくするのでしたら、24時間営業の薬局を日本全国各市町村に多数国営で作ってください！

・厚生労働省は国民の為になる法律を整備してください。今回の法律の整備は国民の利便性を阻害するものです。なぜそのような法律を作るのですか？理由を教えてください。

・医薬品を手軽にインターネットなどで購入出来なくなると、病院に行くまでも無い病気でも救急車をタクシー代わりに使って病院に行く人が増えます。そのような事に成れば本当に急患の患者にたいして医師不足や医師の過労・看護師不足・看護師の過労が増えて、十分な救急医療が行う事も出来ず、救急車は来なくなり、たらい回しが増えるだけだとは思いませんか？意見を聞かせてください！

15. (佐賀県 男性)

今回の規制には絶対反対です。

近くに薬局がなく交通も不便です。

何故時代に逆行するような規制をするのか全く理解できません。

そのようなことをするのであれば農薬、洗剤、殺虫剤、タバコ、お酒などほとんどの物を規制しなければならないのではないのでしょうか？

16. (神奈川県 男性)

以下のコメントを提出しました。

/-----

まず、この省令で誰が得をするのか(厚労省の人間か、規制を推進する団体の者か、それともある特定の議員なのか)をはっきりさせていただきたいし、その説明義務はあるはずです。

そうでなければ、「誰も利益を得ない」規制が通るはずがありません。

この規制は人殺し法、否、それ以上の苦痛を蔓延させる生き地獄法です。

日常生活のスタイルは時代とともに多様化し、多くの人それぞれの24時間の中で生活しています。

時間的・地理的・立場的・心理的・・・殆どの人が何かしらの制約を受けている中で、医薬品のネット販売という手段は、日々の生活に直結する、言うなれば生きる希望です。

そこを規制するというのは、国民総不健康宣言と捉えてよろしいのですね。

日本は平等をやめます、発展をやめます、戦後からもう一度やり直します、と。

条件付き2年間の時限販売の案が出されたようですが、見苦しい詐欺です。

2年後には全面規制されてしまうのだから、無駄な延命措置を受けているようなもの。

いずれは死亡宣告にも似た販売禁止になってしまうのでは意味がない。

販売が禁止されたことによる、健康な日常生活への障害やそれに伴う社会的損害を、厚生労働大臣は保障してくれるんですか？

そもそも、これだけ様々な情報が取捨選択できるネット社会で、通販会社・製薬会社・医療関係者等のサイトから得られる情報と、実店舗で特定の限られた薬剤師から得られる情報と、どちらが多様性・信憑性に富んでいるかは比べるまでもありません。

更にネットにおいては購入者が情報を並列化した中で比較・吟味し選択できるという大きなメリットがあります。

実店舗において、ネットと同様な商品の情報、品揃え、流通能力及び秘匿性を提供・維持することが可能ですか??

ネットという可能性を持った手足を、自ら斬り落とすかのような今回の省令にはとても賛成できません。

いつのまにか医薬品は時間の都合と交通の自由の利く特権階級向けの贅沢品になったんですね。

さぞかし厚労省や賛成派団体の方々はブルジョワな生活を送られているんでしょう。

盲目的厚労省や賛成派の方々には、是非とも最低限の常識と現実を直視する目を持ち備えていただきたいと思います。

最後に、このような手段(短期間)で意見を集めたふりをして国民不在の状態で行ってしまうというのは、あまりにも幼稚で卑怯ではありませんか？

## 17. (茨城県 男性)

関東 首都圏に住んでいますが、仕事の関係上なかなかお店に行く時間がありません。通販でいつも薬を買っています。来月からあたらしい薬を買えなくなるのは困ります。

## 18. (女性)

薬の副作用については、薬剤師さんからのすぐ消えてしまう音声情報より、HPにある視覚的な文字情報の方がコピーもできて情報の保存も必要に応じて可能であり、人だと言いつらかったり、うっかり言い忘れたり間違えたりする事でも、HP上の文字情報ならそれも少なく、万人が同じサービスを受けやすいので、安全面でもネットの方が上だと感じています。

すぐ消えてしまう音声情報と違って、視覚的な文字情報であれば、言った言わないの紛争も減るのではないのでしょうか。

対面でないと安全でないというのはごくごく一部の人の思い込みではないのでしょうか。一見安全そうに思えても、冷静に考えれば、音声情報より視覚情報の方がわかりやすい・記憶もしやすい人の方が絶対的に多いのではないのでしょうか。

対面でないと安全でないといいたがり、人の自由や健康を損ねるのは間違っていると考えます。

誰もが、自分が最も安全だと思いう方法で薬を購入できるのが良いのではないのでしょうか。

医薬品の通販を継続しないと、確実に国民は健康を害する事が増えると考えます。

国民を不健康・不幸にする政策を進めるのは即刻やめて欲しいです。

薬の通販を禁止する短絡的な方策ではなく、ネット販売をいかに安全にするか、薬を簡易に正しく利用できるシステムをいかに随時・常に検討できる形にするか、というのが時代に逆行しない、万人によりよい方策ではないのでしょうか。

副作用が危険な薬があれば、説明を一項目ずつ確認・本人確認も

厳しくしないと購入できないようにする、本当に危険な薬はさらに文書でも送付のやりとりを行って説明事項の確認・自筆サイン・本人確認書類を同封をしてから購入可能にするなど、対面販売より厳しく安全な方法で購入できるようにする等方策を考えれば良いのではないのでしょうか。

少なくとも私は医薬品がネットで購入できないと私と家族の健康を守れず、不幸です・・・。対面販売は費用も時間も手間もかかり、お医者様とはよく話した上で決めた薬なのに、公衆の面前で医者でもない他人にまた同じ事をアレコレ聞かれて、恥ずかしかったり、つらかったり、利用しづらい点も多いです。薬剤師さんに少し声をかけてもらったからといって必ずしも安全になるとは思えません。メモも書いてもらった事もまったくないし、たとえ書いてもらっても手書きより、万人にわかりやすい形になっているHPの綺麗な文字や図の印刷の方がいいです。薬剤師さんが必要だと思える事は少ないです。どちらかというと、薬剤師の説明のシステムが無かったら、手間も費用も時間も不要で、恥ずかしい事もつらい事もなく、どれだけ幸せかと思うことがしばしばです。病院からの薬だって薬剤師の説明なしに情報の資料だけをもって病院から購入したいです。詳しい情報の載った資料やHPと病院と薬局があればいいです。薬剤師さんは利用したい時には利用するという選択肢があれば本当にいいです。

対面販売では買いづらい薬も多いですし、核家族が進み、仕事も家事も育児も介護もと女性の負担が増える中、さらに薬のネット購入が出来なくなると、家族の健康管理がさらに難しい状態になります。

今回の医薬品の通販の禁止の規制はあまりにも幼稚で安直愚策な、多くの人々を不幸にする方法に感じられます。

薬の通販がより安全になるよう、皆が幸せになれるようにしてください。

19.

私は下肢に障害を持つ身体障害者で出歩くのに大変不自由しております。薬が通販で買えなくなると非常に困ります。

医薬品の通販を継続しないと、健康を害する国民が増えると思います。

国民を不健康・不幸にする政策を進めるのが、厚労省の仕事ですか？

20.

以下 パブリックコメントに書き込みました

-----

医薬品とはいえ 大衆薬であるのに ネット販売に規制がかかるのはおかしいと思います。

また、インフルエンザ等 感染の危険がある店舗に出向くより 逆に宅配ボックスなどへの投函による配達方法は ある意味では安全に購入できる事になると思います。

-----

お役人さんは 余計なことをしないで 頂きたいです。

21. (東京都 男性)

ついこの間ですが、処方箋で薬をもらったのに、薬剤師さんは効能も錠数も説明してはくれず、はいっと引き渡されました。薬の手帳に貼るべきプリントも、請求してからもらう状態です。対面販売が間違いないなどと言うのは、現実から乖離した妄想です。

22. (愛媛県 男性)

離島の定義は何ですか？橋が掛かっているだけで違えますか？人口でハードルが有りますか？

同一商品の定義は？容量違いは？パッケージ変更品は？JANのみ変更品は？上級グレード品は？

こんな事を正しく運用できますか？

小売店は6月1日から間に合うように販売して頂けますか？

無理な事はやめて下さい。

23. (東京都 女性)

都心に住んでいますが足が悪く買い物にいけません。  
 ネットで商品の比較もできますし、価格の比較もできます。  
 どうか今までどおりネットで医薬品が買えますように。

24. (神奈川県 女性)

小さな子供もいるせいもあって、なかなか薬局に行って買物が出来なくいつでも購入出来るネットから薬を購入させて頂いていました。私のように小さな子供がいる方、近くに薬局がない方、お年寄りの方でなかなか外出出来ない方の為にもネットで薬を買えないのは非常に困ります。おかしい法律は止めて頂きたいです。  
 ネットで薬を買えないのは断固として反対です。

25.

薬をネットで買えないようにすることは何故必要なのでしょうか。  
 今まで薬局で薬を買っても買う薬について説明を受けたことはありません。  
 薬の箱に書いてある少ない説明を見て自己責任で買っています。  
 ネットで買うときの方が文章で注意事項が確認でき店頭で買うより情報が豊富です。  
 新インフルエンザが大きな問題になっていますが他の病気で熱が出た場合に熱冷ましなど店頭に行きに行けるのだろうか心配になり今回風邪薬をネットで購入しました。  
 24時間発注できる利便性の高いネット販売は必要です。  
 医薬品のネット販売の規制に反対します。

26. (千葉県 女性)

以下のパブリックコメントを提出しました。

---

通勤時間と残業で、帰れば即子供の食事の支度という生活で10時～21時の薬局の営業時間には、必要な時でも間に合いません。

(以前に発熱した際に、深夜営業の薬局を探して運転免許が無いのでタクシーで行きました。ところが、第2類医薬品のコーナーにはネットがかかっており、薬剤師が不在という理由から営業中にもかかわらず販売して頂けませんでした。)

また、買い物を依頼でき、薬を選んで貰える人もいません。核家族が進んだ現代で、老人向けヘルパーさん以外で他人に買い物を頼める環境は单身者にも無いのが現実だと思います。

置き薬の業者さんが家庭を回るのも、平日日中のようです。(ご近所の情報ですが)当然お会いした事ありません。

風邪や発熱・胃痛は年に数回ですが、病状がひどくならない様に病院を受診する前に飲む薬が、該当の医薬品(風邪・鎮痛薬)です。厚生省の指針として、健康保険料の抑制を掲げるのであればより、家庭の医療(早期手当て)を推進すべきと考えます。薬代も全額自己負担で、製薬会社と薬局の癒着(特定の新製品を執拗に薦める事)もなく、消費者側の選択肢が広い購入方法です。

今後、インフルエンザのパンデミックを視野に入れたとしても胃痛や偏頭痛など、持病(職業病)に近く、複数回購入している鎮痛剤を貰う為に、患者のいる恐れがある病院・薬局店頭には行きたくありません。患者の早期発見・対策は別の次元です。

また特定範囲「第2・3類」など今回の省令案で決めたとしてもビール→発泡酒→リキュールのように、売り上げ減の製薬会社が医薬成分を弱めたり加工して「第1類」「サブリ」として新製品が出てくる恐れはありませんか?

現にカラーコンタクトレンズなど、医療器具の範囲を逸脱して雑貨としてネットにも氾濫してしまっている実例があります。

会社の休み時間にデスクで、ネット購入が出来る。どれだけ何回助けになった事でしょうか。一般家庭の声として、ぜひ考えてみてください。

専業主婦やパートで時間に余裕がある奥様に、頼める状況の厚生省のご主人方が、机上で想定してみても、判らない部分かと

思い、一意見として送らせて頂きました。

どうか、期限を設けずに現行の医薬品ネット販売方法を望みます。

最後に、特定の方や団体を非難・中傷する意思は皆無ですが不適切・感情的に受け取られる文章表現があればお詫びします。

27. (大阪府 女性)

以下の内容でパブコメしてきました。

-----  
安全性の面からと対面販売にこだわっていらっしゃる様子ですが、厚生労働省の方々は、ドラッグストアで（今回ネット販売が規制される一般的な）解熱鎮痛剤を購入されたことが無いのでしょうか？

ドラッグストアで一般的な解熱鎮痛剤、風邪薬を購入する際、そこに薬剤師の方は必ず介入していますか？

毎回、その薬に対する危険性などの説明を済ませてからレジとなっていますか？

私たち一般国民の購入者は、今、現在、現状で、ドラッグストアで今回の規制対象になる薬を購入する際に説明など、まず受けておりません。自分で品を手に取り、箱に書かれている用法・用量を読み、自己判断で薬を選び、薬剤師で無い方が処理をしているレジに持ってゆくだけで購入できます。

この現状を、『安全な対面販売』と言うのでしょうか？

ただ、店舗に薬剤師の方が『存在はしている』というだけなのですが。

この多くのドラッグストアで日常的にみられる光景と、ネットで自らの判断で薬を購入することと、一体、どのような差があるのでしょうか？

箱に書かれた用法・用量の説明以上を知りたい際に膨大な市販薬を扱う店舗で その薬に対してどれだけ知識があるのか判らない薬剤師の方を探さなければならないドラッグストアと、その薬に対する危険度の呼びかけや詳しい効能を提示してあり必要に応じて多くの

検索がその場で短時間に可能なネットと、どちらが購入者にとってよろしい状態か、その判断は考えもしないのでしょうか？

現状でドラッグストアであれネット購入であれ、薬剤師不介入のまま購入者自身の判断での購入が多くを占めている現実を全く見ようとしていない、と思えるのですが。

小さな子に手が掛かり外出もままならない人や、仕事を休んで薬局や病院にゆくと首を切られかねない不況に飲まれている会社員・派遣社員の状況、暮らし。それが今の日本です。

会社を抜けて薬局に行つて首にされたら、厚生労働省が給与の保障をしてくださるのですか？不当解雇だと戦う費用やその間の生活費を面倒見てくださるのですか？

ネットで薬が買えないために家で倒れていて健康を著しく損ねたら、責任取って頂けるのですか？

親身になってくれる置き薬が良い方は置き薬を選べばいい。今現在、皆が自己責任で薬を手に入れ続けているのです。

対面販売されていても、現状の店舗販売で安全性など確保されていないのですから、安全性を掲げて規制するのは甚だおかしく理由になどならないと多くの国民が判っています。

パブリックコメントも全公開してください。

多くの反対意見があることを隠して進めないで下さい。

国民は役所や政治家、団体の家畜ではありません。

---

滅多なことでは首にならず育児なり休みが法の元におおっぴらにもらえるお役人には、一般庶民の明日もわからない暮らしなど理解できないのでしょうかね。小さな子がいてタダで預かってくれる施設も無い自治体では、外出もままならない人が大勢いること、なぜ見ようとししないのか。

この規制でどれだけ切迫する人々がいるのか、死活問題なのか、ちゃんと大臣にまで声を届けてほしいです。

## 28. (愛媛県 男性)

インターネットで薬を家に居ても簡単に購入できる良い時代になったと喜んでいたのに、なぜ時代を逆行する考えが生まれたのか、疑問です。地方の者には大変ありがたいシステムだったのですが…。役人は弱者の事を第一優先で考えるべきだと思います。地方の方で体が不自由な方にとって、インターネットで薬を購入できるというシステムは大変ありがたいシステムだと思ってる筈です。こんな良いシステムを壊すのは、話し合いで解決の糸口が見出せない最終手段だと思います。まず、皆さんで何が良い方法なのかという話し合うという行為が大切だと思います。考えがあまりにも一方通行すぎます。

## 29. (東京都 男性)

厚労省宛、以下の様な意見を送付しました。

---

伊豆七島、神津島の離島在住者です。

結論から申したいと思います。

今、何でこう言う規制が必要なんでしょうか！？

離島在住者の立場として、医薬品のネット販売は大変助かっております。

私の島にも薬局（実情は雑貨屋です）は有りますが、どの様な薬事法を以て販売しているのかは、詳細はわかりません。

とりあへず、対面販売はしておりますが、厚労省の思惑通りの販売をしているようには思えません。

ましては、思う薬等が無い場合が多々あります。

このことを踏まえてもらえれば、離島在住者のニーズに合う医薬品等がネット販売を通して購入できますし、大衆薬でも薬の選択肢が広がり、自己責任を以て自分に合う医薬品等が購入できますので、このネット販売において大変便利に、また大変助かっております。

この規制が一部の利益にならないよう、また、離島部を含めた過疎地での医薬品の購入の阻害にならないよう、この規制への再考をお願いしたい！

## 30. (神奈川県 女性)

要介護のご老人・身障者にとって介護ケアを受けられる回数は決まっているはずですが、その大切な1回を薬を買いに行くことに使ってしまうと今までできていた散歩や買い物が1回減ってしまいます。また独り暮らしの方が熱を出して解熱剤が残りわずかな場合を考えてみてください。そのような体で解熱剤を買いに町へ出ていけば体力を消耗して症状を悪化させてしまうでしょう。

薬が自宅に届けられる通販システムを廃止しないようお願いいたします。

## 31. (群馬県 男性)

私は四肢麻痺でほとんどベッドの生活なので、自身では何も購入できません。現状は薬を含めて必要なものをインターネットで購入出来るので助かっていますが、薬がインターネットで購入できなくなるのは大変困ります。必要な人がインターネットで継続購入できるよう望みます。

## 32. (京都府 女性)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

ネット販売と店頭販売両方利用していますが、ネット販売の方は自分で価格や内容に納得して買えますが、店頭の方はこちらが指定しないと高いものを薦めてきます。薬剤師に相談しなければどんなものを買ったらいいかわからないという場合もあるかもしれませんが、その場合は店頭で買えばいいのではないのでしょうか？今回の話は、ネット販売にするか店頭販売にするかという問題ではないので店頭で話を聞きたいという人は店頭で買い、自分で納得して買いたい人はネットで買えばよいのですから今まで行われていたネット販売の方だけを制限付きといえども禁止することはおかしいと思います。

33. (静岡県 男性)

ドラッグストアなどが徒歩で行ける距離にない場合に、通信販売は大変便利に思っています。

今後、高齢者社会になりつつある中、車で買いに行かせるなどとは鳥肌が立ちます。

販売を禁止にするのではなく、通信販売の改革を進めていくべきだとおもいます。

規制が必要な商品などは、たとえば、チャットのようなもので、薬剤師との会話した後に、カートに入るようになるとか。

e-taxなどで、税金徴収する技術があるのであれば、薬を売るなんて、もっと簡単に方法があるはずだと思います。

34. (愛知県 男性)

厚生労働省は、近くにドラッグストアがない場合の事を全く考えてないでしょうね。

そういう弱者の事を考えたらあんな法案をでませんから。郵便事業民営化の時にも、まったく庶民の意見を聞かずに法案を通してしまいましたし、昔から自民党は好き勝手やって、どうしようもないと思います。

35. (神奈川県 男性)

足の悪い男性です。

近くにお店がありません。

厚生労働省の販売規制の内容が曖昧で理解出来ません。

副作用の強い薬の規制は理解出来ます。

一般の薬を規制すべきではありません。

この規制は国民を守るため？疑問です。

36. (東京都 女性)

以下の内容で提出しました。

=====

「5月31日以前に医薬品を購入された方が、同一店舗で同一医薬品を継続購入される場合」という条件が、実態に即したのか、甚だ疑問に思います。

先日以前から使用していた医薬品を、薬局で購入したのですが、医薬品名を告げただけで、何も質問もされず、お金を払って終わりでした。むしろ、同じ医薬品をインターネットで購入した時の方が、確認事項にチェックを入れたり、同意のボタンを押したり、と医薬品に対する理解は深まったのが実態です。

しかも、薬局の店頭で現金で購入した場合、薬局側は、後日、どの誰に販売したのかトレースすることはできないと思いますが、インターネットで購入した場合、クレジットカードや届け先等の情報から購入者の特定も可能で、後日、医薬品に何らかの問題が発見されたときのトレーサビリティも高いと思います。

もちろん、今回の規制が設けられた趣旨は理解しておりますし、健康被害を被られた方は大変お気の毒に思いますが、それに対する規制の在り方として、今回提示された条件は、本質的な問題解決になっていないと思われ、再検討をお願いしたいと思います。

37. (女性)

本当に一方的なやり方ですね。

いかに庶民とかけ離れた生活をしているかがわかります。

私の両親は比較的都会に住んでいますが、とにかく薬1つ買いに行くのも大変な状態です。

本来行ってあげられたら良いのですが、そうもいかない時、必要な薬をネットで購入して、送ってあげたりしています。

高齢になったら免許は返させる様な働きかけをしたりしながら、一方で自分で買いに行けと言う。

医者に行くのだって、バスの便が少ない上に循環線で一方通行。

行きはましたが、帰りは駅まで行き、乗り換えて帰ってこないといけないんです。

その上便が少ないので、結局はタクシーを使うしかない。

タクシー代がかかって大変だから、歩いたんだけど、逆に具合が悪くなって寝込んだという母。

そんな人に薬を買うのも自分でしろ！と言うんですか？

離島だから買うのが不便とは限りません。

それに、通販を制限したって、ドラッグストアは山のようにあります。

そんなことを制限する意味があるんでしょうか？

こんなこと言っても、なに不自由なく暮らしている政治家の皆さんにはわからないでしょうけどね。

それに離島の人のために、誰がネットで薬を販売するんでしょう？

そうなったら、ネットで薬の販売とかしないですよ？

通信販売のサイトの維持にお金かける必要ないじゃないですか？

本当に人の気持ちに立って考えましょうよ！

それに、女の人だと対面で買うのが恥ずかしい物だってあるんですよ。

そういうものを通販で買って何が悪いんですか？

薬の副作用など危険性云々を言うなら、そっちをもっとその理屈なき理屈で規制されたいかがでしょう？

自分たちのやるべきことができないからはい規制！って、仕事できない人間が仕事放棄しているのとなんら変わらないでしょう。

もう呆れる以外に何もありません。

結局は自分のことしか考えられないんですよ、役人は……

38. (福井県 男性)

福井でも過疎地にすんでいます、一番近薬局まで40分かかります。ネットで購入出来なくなると、ひじょうに不便です、反対です。

39. (愛知県 男性)

医薬品をネットで買うデメリットを考えての政策だろうが、あまりにも考えが浅い。なぜネットで購入できるメリットを生かしたまま、デメリットを排除する方法をな模索しないのか疑問である。

医薬品に関わらず犯罪も含めてネットでの多くのデメリットはその匿名性から来る。そして基本的に利用者側のモラルを向上させる手だてが無いと、最終的に包丁も買えなくなってしまうだろう。もっと前向きに新しい文化を育てて行かなければならない。それは蓋をするのではなく啓蒙である筈。少なくともリスクがあるからこそ良い方向へ前進するのではないだろうか？

40. (福岡県 男性)

病院用の医薬品とOTC医薬品と一緒に考えている意見が出てますね。リスクの高い医療用の医薬品を販売してくれとっているわけではないでしょ？

一般用医薬品は厚労省の認可を受けて安全性が高いものだけが(それでも副作用の可能性はある)出ています。

副作用のリスクが高い危険なものがもし認可されたものだとすると、もうすでに薬害報告がでて販売中止になるはずですよ。そんな報告は、ニュースになってないですよ。

確かに自己責任ではなく安易な許可を通した厚労省と製薬会社の責任が大きいですよね。現に薬害肝炎やHIV、サリドマイドも調べるとみんな外国では副作用の報告がされていたのだけど国内に伝達しなかった厚生労働省の怠慢ですよ。

もしかしてその怠慢から責任逃れするためにこの法案を出しているのかもしれませんが。

コンビニやドラッグストアでは購買歴もわからない店員が売っておしまいより、副作用報告が出た時に購買録がわかるネットのほうが安全性が高く感じます。

副作用などは医薬品の説明書に書いています。

ネットか店頭は個人が選べばいいだけです。  
一概に規制するものではありません。

だれが得をするのか考えるとかなり胡散臭い法案ですね。

41. (埼玉県 女性)

ネットで薬を販売することが、なぜいけないのか・・・納得できるような理由がはっきりとわかりません。

薬害の被害者の方々の意見を新聞で読みました。  
被害者の方々のお考えはもつともだと思います。新たな薬害を生み出さない努力は必要です。

しかし安易にネット販売だから薬害がおこるのだというのは、いささか短絡的な感じがしてなりません。

ネット販売のメリットとデメリットをしっかりと把握して、そのデメリットをどう減らしていくか・・・問題の発生を防いでいくのかということに注目すべきで、危ないから禁止すると言うのは、とても文化的な国の行う対策とは思えません。

ネットで薬が買えると言う利便性をつぶすのではなく、国民がメリットを感じて利用できる制度にするために、各省庁があるのではないのでしょうか？

42. (香川県 男性)

建築設計事務所を経営していますが、仕事の都合で中々薬局へは行きません。また、事務所に数社の置き薬も有りますが殆ど使

用しません。あまり、病状及び症状に合った薬等が入っていないのです。私自身、毎日パソコンに向かっての仕事なので、医薬品のネット販売は非常に有難い存在である事は確かです。ましてや、企業防衛としての今回の新型インフルエンザに対する準備などは、近所のドラッグストアでは出来ません。ネット購入しか方法がないのです。したがって、今回の薬事法改正には断固反対します。

43. (北海道 女性)

私は街に住んでいます。薬局も近くにはあります。でも、婦人科の病気で腰痛がひどくて外出が辛いので外出して買い物に行くことはあまりありません。食材も宅配にたのんで購入しています。2ヶ月後には手術をしますが回復するにも少し時間がかかるとドクターから言われています。離島の方ばかりが薬の購入に困っているというのはおかしいのではないですか？私のように街に住んでいて買い物には不自由しない環境の人たちのなかにも、同じように病気で外出するにも困難な人もいるという事を考えて下さい。

44. (北海道 男性)

以下を厚生労働省に送信しました

-----

先ず、検討会が開かれることになった中で、舛添大臣から「医薬品の販売は、国民の健康を守る観点から、安全対策をしっかりとやる必要があるが、すべての国民が平等に医薬品を入手できる環境づくりも国の責務と考えている」という意見がありました。しかし、省令案は離島在住者限定、継続購入限定、同一店舗限定ととても平等とは言えるものではない。平等と言うからには限定ははずすべきではないでしょうか。少なくとも1年間は今まで通りで、今後1年間の中でさらに検討会を継続して決めるというのであれば理解できますが、検討会でも結論が出ないままに厚生労働

省が決めるのはとても納得できません。

次に、何故離島のみなののでしょうか。厚生労働省担当者は冬の北海道にきたことはありますか？－30℃前後まで気温が下がる冷え込み、吹雪や地吹雪による道路状況の悪化、ツルツル路面での歩行困難・・・あなた方は障がい者や高齢者にこの悪条件の中でも数十キロ離れた薬局に買いに行けと言うのでしょうか。それでもし転倒による被害者が出た場合、国が補償するのでしょうか？

さらに問題は「同一店舗で同一医薬品を継続購入される場合は認める」という限定事項です。厚生労働省には医薬品の専門家はいないのででしょうか。中医学では体質（証）が変われば服用する漢方薬が変わります。同一医薬品では適切な治療や予防ができないのは薬剤師はあたりまえのこと、薬種商や登録販売者でも分かる事です。同一店舗は100歩譲って理解できても同一医薬品限定というのは絶対に反対です。

自分は薬の専門家ですが、このまま省令案が変更されずに施行された場合、今まで通りに医薬品を購入できなくなる人が必ず出てくるでしょう。その際に、自分が関わる方に健康被害が出た場合、省令の改正に携わった厚生労働省の担当者一人一人に対しても徹底的に責任追及することも辞さない考えです。

規制反対の署名は100万人以上。前回のパブリックコメントでは97%が省令案に反対。検討会では結論は出ていないにも関わらず規制に踏み切ることから改正施行後の責任は厚生労働省にあることは明白です。自分に限らず、誰かが厚生労働省の責任追及を開始しても100万人を超える人たちや企業、メディアが後押しするでしょう。担当者の方々はそれだけ重く大きいことを実行しようとしていることを認識してください。

#### 45. (神奈川県 女性)

今回の販売規制については、検討会の発言記録などを読んで薬害を受けた方がいる事についても学びましたが、薬害があるからネット販売を禁止する。という短絡的な

判断がどのような人から発せられているかも  
少し判ってきました。

ネットが禁止なのに、同じようにリスクが発生するであろう  
民間伝統薬や家庭用置き薬は規制の対象外というのも  
これまた不思議です。

「薬害」という言葉を隠れ蓑にして、  
他の思惑があるとしか思えません。

最近のネット薬局は体調についての問診票を記入しないと  
販売してくれなかったり、薬のリスクについて文章で  
説明してくれています。

まだ他のネット薬局が薬害について説明不足なら、  
さらに説明を義務づけ、相互で確認し合えるように  
チェックする対応策を考えればいいのでは？

そういった方向に考えが向かわせないのは何故なのか？

この規制は本当は誰の為に行うのか？

偽善的な匂いがしてなりません。

#### 46. (関西地方 女性)

法改正は本当に本当に切実に困ります。全てのドラッグストア  
とは申しませんが本来は一年以上必要な店舗での実務経験が  
“実務経験ナシ”の状態を実務証明書のようなものを発行し  
登録販売者を養成しています。ご存じないとは思えません。  
気がついていないのは早急に調査をお願いします。そのための罰則じゃありませんか。  
動いて下さい。

なぜ付け焼き刃の登録販売者が一人でもいたら説明せずに店頭  
でも購入できて、危険な薬の場合には何重にもチェック項目も  
しつこいくらいに赤字で説明があるネットでの販売が不可なの  
か。対面販売をどれほど信用してらっしゃるのかは分かりませ  
んがあまりに世間知らずもいいところです。厚生労働省にはコ  
ンビニもネット通販も利用した事が無いような浮世離れした方

しかいないのでしょうか？甚だ不思議です。

身体的に薬局へ行く事が難しい人には置き薬を？通常の薬局での購入が難しいような夜間勤務などの人には夜間販売のドラッグストアかコンビニ？コンビニが無ければどうしたらいいのでしょうか？頑張って働いても薬を自由を買う事も許されない。どれだけのお金が流れてるのかこうなったら全て明らかにして欲しいと思います。今回の改正で恩恵を受ける団体企業からどれだけのお金が流れているかを全てオープンにしていだきたいというのが本音です。ネット販売とはいえ薬剤師もいるようなショップでも危険とされ、薬の知識も実質的には無いに等しい付け焼き刃の大量生産された単なる登録販売者がいるだけの販売店がどれだけ安全なのか・・・そこに納得できる理由がない限りはやはり今回の改正には反対です。たまには耳を傾けて下さい切にお願い申し上げます。

#### 47. (福岡県 女性)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に反対です。

私は、現在、1歳の息子を育児中の主婦です。

私が住んでいる場所は都市部でお店などはそろっています。

しかし、小さな子供を抱えていると、せっかく便利な環境があっても自由に買い物一つすることもままなりません。

夫婦共に実家も遠く核家族ですので、手伝いを頼る人もいません。

そんな状況の私にとって、インターネット通販は必要不可欠な買い物手段の一つです。

一般のドラッグストアで販売可能な薬であれば、同じ薬剤師が管理している健全なお店からであればインターネットからも購入できる環境は残しておいていただかないと困ります。

また、抵抗力の弱い小さな子供を抱えていることから、新型インフルエンザ発生に備え、厚生労働省のガイドラインにしたがって、食

料や日用品の備蓄を行う、人ごみへの不要不急の外出を避けるなど対策をしています。

インフルエンザに限らず、風邪などの感染症の方が集まる可能性が高い薬局・ドラッグストアは特に避けたい場所のひとつです。

そういった方と常に「対面」している薬剤師さんともできるだけ接触したくありません。

そういった面でも、インターネット通販はとても心強い買い物手段です。

一律にインターネットでの販売を禁止するのではなく、不適切な業者やメーカーを排除する、消費者の安全を守るための環境を整備する法律を作ってください。

#### 48. (東京都 女性)

パブリックコメントに投稿してきました。

以前ネットで薬を購入した際、メールで効能や副作用について質問したところ、とても丁寧にご返信いただきました。成分や作用を調べ商品を比較検討することもできるし、女性では店頭で直接聞きにくい質問などメールではできますし、買いにくい薬（水虫薬等）もネットでは何のためらいもなく買えます。ドラッグストアで薬の効能や副作用について聞いたところで、パート・アルバイトの店員ではネットのような的確な答えは得られません。スピードと経費削減で利益を生んでいる販売店ではレジに経験豊富な薬剤師を常時配置し、1つ1つの薬に対し丁寧に説明するなんてことはしないでしょう。だったら対面販売などまったく意味がないことです。

だいたい今回の規制や給付金、高速道路の休日割引の件にしても、何か最近の政府の施策はちぐはぐで、本当に国民のためを思っているのか疑問です。一部の役人や政治家、企業等のいわゆる特権階級が潤うために我々の税金が使われているかと思うと腹立たしい限りです。

## 49. (愛知県 男性)

ドラッグストア等での店頭販売で薬品の説明を聞いて、薬を購入したことがありません。説明を聞こうとするとマージンの大きい薬しか薦めないことがわかっているからです。どんな薬にも副作用があるので、使用説明書があります。結局、通販も店頭販売も違いがありません。便利さからいえば、通販の方が適しています。もっと考えると、店頭販売業者からの裏金が政治屋に流れているのかと疑ってしまいます。本当に重症と感じたら病院にいきます。その方が薬代が安くつくからです。通販のどこが悪いのか、合理的な理由がありません。

## 50. (愛知県 男性)

仕事が忙しくて病院へも薬局へもいけない人はどうする・・・世の中沢山おかねもらって、時間のある奴ばかりは少数で時間も無く働かないと生活を家族を維持していけない人でいっぱいだ。。薬の net 通販はそれらの人を助けてくれている頼むから、上流階級ばかりが納得できるような決め事は止めてくれ・・・日本は中流社会なんていっているけど送でない人の比率は大きい・・・底辺が納得できるような決め事や恩恵してくれる決め事を作ってくれ。

## 51. (埼玉県 女性)

厚生労働省に言いたい事はやまのようにある。  
離島ならば買える、履歴のある人なら買えるならば、ネット販売は危険ではないということになるのでは？  
本当に危険ならば、誰に対しても販売許可はできないはず。

今、地元ドラッグストアが2件、スーパー内に薬局がある。  
が、スーパー内薬局には私の常備薬はない。  
この常備薬は頭痛の最終手段として飲んでる薬。

ドラッグストアがあればいいじゃない！？と言うかもしれないが、このドラッグストアがずっとそこに存在し続ける（経営を続けていける）と、厚生労働省の方々は保証してくれて、尚且つ消費者を保

障してくれるのだろうか。

そこになれば、車を運転して、電車に乗って、買いに行けばいい  
というかもしれない。

車の運転が出来ない人は？交通の便の悪いところに住んでいたら？  
見つけた先の薬局に、合う薬が置いてない場合、費やした時間、費用  
等の労力は国が補償してくれるわけ？

検討会という場に、普通の消費者がどれだけいるのだろう。

今やスーパーですら、ネット宅配をやる時代。

手数料がかかったとしても、玄関先まで運んでくれるなら・・・と  
利用する人は増えている。

そういう時代に、24時間いつでも利用できるネット販売を規制する、  
その発想がそもそも理解できない。

対面販売なら絶対安心？いや、そんな事はない。

人により知識量がまちまちなのは、普通に生活していればわかるはず。

ネット販売賛成派が2人しかいない検討会。

既得権益を守る業界+被害的視点の消費者の反対派と、賛成派が  
たったの2人。消費者として賛成する人が座に加わらないメンバー  
構成の検討会。

偏ったメンバーで検討会。

厚生労働省のお粗末さがわかろうというもの。

## 52. (神奈川県 女性)

### 改正省令案への意見

私は後期高齢者です。だんだん体が不自由になり、買い物に出る  
のが大変です。

徒歩でも、バス利用でも通常の人倍から3倍の時間がかかります。  
体力も無いので、重い物は持ち運びが困難です。

こうなるとタクシーを利用するしかありません。

後期高齢者にタクシー券を交付していただけますか？。

後期高齢者にとってネットショップは、時間の節約・交通費の節約・体力の消耗が無い・長期に飲む薬が送料無料で安価に買える。

これほどありがたいものはありません。

薬の通販継続を切にのぞみます。

#### 救済策

##### 【1】(1) について

厚労省は、離島の居住者ばかりを救済しますが、同じく薬局・ドラッグストアで買い物ができない方は、広い分野に大勢います。

私の様な後期高齢者・体の不自由な方・共稼者・子育て中の方・独り者が突然の発熱や腹痛に遭った時、薬のネットショップが助けてくれます。これらの人々も救済してください。

厚労省は国民を熟視すれば、いろいろな処からの悲鳴が聞こえ、苦しみが見えて来るはずですが、2年間だけの改正省令案では無く継続販売を認めてください。

薬のネット通販は署名した140万人を救済しているのです。

##### 【1】(2) について

同一者が、同一店舗で、同一医薬品を購入する場合に限る。は削除してください。

2年間ネット通販継続購入を認めながら、この消費者束縛の改正は救済と言えるのでしょうか。

全く消費者の自由を認めず一方的な押し付けです。封建時代や戦時中の統制経済が蘇えった感があります。

デモクラシーを踏みにじった時代錯誤も甚だしい悪政です。

この改正省令案は認められません。消費者とネットショップの「薬屋」のために継続販売を認めてください。

厚労省は悪の枢軸ですか？

年金問題では、国民が納めた年金を着服したり、改ざんしたりしても、罪人にはなりません。謝りもしません。

介護保険も高齢者から高いお金を取って、いざ必要となり保険を

使おうと思っても施設も人手も無い。  
後期高齢者保険も不可解です。  
薬のネット通販の規制。  
病院もどんどん閉鎖する。  
産婦を蔑ろにして死亡させる。

どれをとっても国民を苦しめるものばかり。厚労省は平成の悪代官です。必殺仕事人に頼まないと解決出来ないかも知れません。そうならないよう、仁徳のある政策をお願いします。

53. (不明)

薬局と製薬会社との取引が無いから薬品の購入ができないと店の人に言われたからネット通販で購入していますが今後は、厚生省が各個人の要望に応じて対応してくれますか？または、薬局にて対応してくれるのですか？

54. (京都府 女性)

90歳を過ぎた母を 自宅介護しています。  
やっと パソコンに慣れて… 注文できるようになり… 大助かりです。 重い荷物を 運んで貰える ついでに ちょっと お薬も… と、思って居る 老々介護の 人間も 居るって 事を 伝えて下さい。

55. (新潟県 男性)

当法案に絶対反対です。

「通販で買いたい」という方が、安心して安全に買い物ができるようにするための知恵が見受けられません。

ほんの一部の患者のために、多くの国民が、必要としている国民が困ってしまうようなことは、許せません。これは、改悪法案です。例えば、通販出来るサイトを認可式にするとか、顔写真と保険証番号を登録して、必要な薬を買えるようにするとか、まだまだ実行できる知恵はあるはずです！

きちんと、国民の目線に立って仕事をしていただきたい。

誰のための公務員ですか？！

56. (新潟県 男性)

今回の薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案については 大反対です！！！！

理由は 薬剤師を守るためひいては薬剤師を育てている学校を守るためさらに病院関係者を守るための法律でしかないからです

薬のネット販売規制をするのは時代錯誤もはなはだしいです

以前薬局で薬を買ったときに薬剤師のアドバイスに基づいて薬を購入しましたが体に合わずひどい目にあいました。薬局だと恥ずかしいのもあってあまりじっくり相談できません。

薬は効能や副作用などじっくり説明を読んで自分の判断で買うのがベストだと考えます。

それなら納得いきますし。

そのために薬の効果、副作用を製薬メーカーにきちんと情報公開させるのが厚生労働省の仕事ではないですか？

国民はバカではないのできちんと効果、副作用、服用量などがわかるようになっていけば自分で判断できます。

ネット販売業者をいじめるのは仕事ではないはずです。

57. (東京都 女性)

ネットの医薬品は使用方法や副作用がきちんと明記されているものがほとんどだと思います。一方店舗の薬品販売のほうが「わかってるよね」の態度で説明もなくただこちらが買うだけ売だけの処の方がほとんどだと思います。ただいま介護中で昼も夜もヘルパーさんに頼まないと介護必要な家族を置いては容体が心配で出られない状態です。おむつ、尿漏れ防止のシーツや介護用品は重くて量を持ち運べない物が多いのです。そんなときにネットで必要な重い物を

頼むのにどれほど、どれほど助かってきたことが判りません。私は介護の他仕事も日中しています。家族も仕事で遅くて薬が介護で忙しく自分のものが買えないときは多い。ちょっとした物でも介護の最中では、仕事が忙しく夜遅いときには、夜中でもネットだと買えます。買えるところがある、送って貰える、それだけでも介護の疲れやストレスがわずかでも軽減されるのです。ネット販売を使用しなくては介護や自分のケアをしながら介護する者の世話は続けていきません。

介護のために極度の疲労と睡眠不足で疲れ切っている時に、それができなくなれば、精神的に追い詰められ、買うのが大変なストレスもたまり、大言壮語でなく思いあまって介護殺人や未遂に走る人も出てくるでしょう。介護とはそれだけストレスがかかるものなのです。これは極論ですが、ネットで薬品すら買えなくなることは、介護に追い詰められ思いあまって最悪の事態に至ってしまう人を増やすことになりかねないことです。

あなたたちはそんなに、自らも精神的にも体的にもぼろぼろになりながら、懸命に介護を続ける人達を追い詰め、果ては最悪の結果に陥りかねない事態に追い込みたいのですか？

全ての人が車を持っているわけでも、大量の介護用品や、介護で買に行けないものを買に行ける時間があるわけでも他の人に頼むお金を出せたりする余裕があるわけではないのですよ。

そう、現場の生の声を聞かずこんな愚かな法案を出すあなたたちのようにね！

インフルエンザ騒ぎに紛れて、こんな無意味な規制を推し進めようとしなくていただきたいです。

ネットで薬が買えなくなるということは、上記のようなまじめに介護を続けようと頑張る人達を追い詰める無意味なものだと思います。そして介護する人を持たなくとも、仕事で夜中まで働き薬局に行く余裕のない人達、体が不自由で薬を買いに行けない人達などさまざまな状況で働く人達を迫害する無意味なものだと思います。絶対にこの法案は止めて下さい。

そんなことを進めようとするより、介護の書類を出すときにひとつでも必要書類がないと1からやり直しになる役所の円滑でないやり方を改善とするとか、もっと意味のある法案を出して下さい。医薬品のネット販売の規制中止を絶対にお願ひします。

## 58. (栃木県 男性)

薬局を経営している友人がいるが、商売は無免許のカミサンに任せきりで、遊びまくっている。

インターネットでは、副作用の知識がないままにユーザーが購入していると厚生労働省の役人や薬屋、薬局の経営者はの賜っているが、まともに説明責任を果たしているのはまれであろう。

客が手にした高価な薬を目ざとく見るや、お客さん、これは大変良く効きますよ！！ 副作用などお構いなしに売りつけるのが常である。したがって、私はネットで薬の特性を確認したり、電子辞書で効能、副作用など確認をしてからインターネットで薬を取り寄せている。経営努力が足りない薬屋や薬局を何故守らなくてはならないのか、厚労省の役人は、民意を全く理解していない。

## 59. (鹿児島県 女性)

安易にインターネットに罪を着せれば問題が解決すると思う姿勢にあきれます。

インターネットが匿名性が高いなどと思うのはネット情報弱者ぐらいでは？

全てのアクセスにIPアドレスが存在するインターネットでは、店頭で顔を晒して身分証明書を提示せずに買い物をするよりも個人は特定されています。

ネットは匿名性が高く無責任で犯罪の温床になっているなどと真面目に考えているのですか？

インターネットは手段の一つにすぎません。店頭で購入しても無責任な店舗はいくらでもあります。

安易な考えで国民に不便、不利益を与えないでください。

## 60. (兵庫県 男性)

昔は店頭でしか売っていなかったのに薬害が起きた。

今、それが店頭なら起きなくてネット販売なら起きるかもしれないとは一体どういう事か？

薬害を無くす為にはもっと本質的な問題に取り組むべきはず。

こんな小手先の対応で国民をごまかすな！

不気味なインフルエンザが蔓延しつつあるというのに、皆店頭まで足を運んで薬を買えという事か？

ただでさえ経済が停滞して皆苦しんでいるというのに、これでは更に足を引っ張るだけではないか。もういい加減にしろ！！

断固反対。

61. (大阪府 女性)

医薬品の購入は実際私のようにうつ病であったり・いろいろな体調をPCで検索したりでいろいろな情報をもとに医師に相談したりと便利にネットで購入できるので私は必要不可欠です。ぜひこのまま今の状態であってほしいと思います。

62. (女性)

木を見て森を見ずとはこのことです。

お偉いさん達は何を見ているのでしょうか？

対面販売で薬の説明を受けたことなんか

一度もありませんよ。むしろ、

こちらが質問しても答えられない人ばかりです。

白衣を着ている人が全員薬剤師だと思っているのでしょうか？

それに、万引き防止のゲートがずらっと並んでる

ドラッグストアでは

監視されているみたいで気持ち悪いし

時間かけて選ぶなんて出来ません。

その点、ネット販売の薬局では既往歴等、

細かく聞かれ、薬の説明もあり、

商品をじっくり選ぶことも出来、いつでも買える。

対面販売より遙かに安心して

気持ちよく買うことが出来るので

本当に助かってます。

時間を作って病院に行けば

「これくらいの症状なら薬局で薬買って済むのに」

といわれ、

近所のスーパーに行けば、

「薬剤師不在の為販売できない」とある。

ネット販売が無くなったらどうすればいいのですか？

何がセルフメディケーションですか。

規制したらその後は病院や調剤薬局が24時間開業するようになるんですか？

みんな9時5時で終わる仕事に就いている人ばかりではないのです。